

# 野々市市消防団協力事業所表示制度実施要綱

制 定 平成 22 年野々市町告示第 44 号  
(平成 22 年 3 月 30 日)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、野々市市消防団の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所等を認定し、その証として消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 市長が消防団活動に積極的に協力している事業所等として認定し、表示証を交付した事業所等をいう。

## (認定基準)

第 3 条 市長が協力事業所として認定する事業所等は、消防関係法令に違反していない事業所等であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業所等とする。

- (1) 2 人以上の消防団員が従業員等として勤務し、かつ、消防団活動に積極的に協力している事業所等
- (2) 1 人の消防団員が従業員等として 5 年以上にわたり勤務し、かつ、消防団活動に積極的に協力している事業所等
- (3) その他消防団活動に協力し、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、市長が特に認める事業所等

## (申請及び推薦)

第 4 条 協力事業所の認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に対し、野々市市消防団協力事業所認定申請（推薦）書（別記様式第 1 号）により申請しなければならない。

2 消防団長は、消防団活動に積極的に協力していると認められる事業所等を市長に推薦することができる。この場合においては、前項の申請（推薦）書により行うものとする。

## (審査)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請又は同条第 2 項の規定による推薦があつ

た場合は、第3条に規定する認定基準に適合するかどうかについて審査を行う。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、市長が消防団活動に積極的に協力していると特に認める事業所等があるときは、同項の審査を行うことができる。

(表示証の交付)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の審査の結果、協力事業所として認定したときは、当該事業所等に表示証(別記様式第2号)を交付する。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。この場合においては、表示証の表示に野々市市の名称及び市長が協力事業所として認定した年月を付さなければならない。

(1) 表示証の交付を受けた事業所等の見やすい場所

(2) 表示証の交付を受けた事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 協力事業所は、表示証を表示する場合は、表示証の縦及び横の寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 市長は、表示証の交付に際して、野々市市消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記様式第3号)を備え付け、表示証を交付した事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(有効期間等)

第9条 表示証の有効期間は、原則として、市長が協力事業所として認定した日から2年とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合における表示証の有効期間は、消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定により協力事業所の認定を取り消された場合における表示証の有効期間は、協力事業所の認定を取り消された日までとする。

3 表示証の有効期間が終了した事業所等は、表示証の表示をしてはならない。

4 市長は、協力事業所として認定した日から2年を経過する前に、消防団活動への協力の状況及び表示証の表示の継続の意思を確認した上で、協力事業所の認定を更新することができる。

5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により更新した場合における表示証の有効期間について準用する。この場合において、第1項中「協力事業所として認定した日」とあるのは、「協力事業所の認定の更新をした日」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第 10 条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第 3 条に規定する認定基準に適合しなくなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき、その他協力事業所として表示証を表示することが適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、協力事業所の認定を取り消した事業者等に対し、当該認定を取り消した理由を書面により通知する。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第 11 条 市長は、協力事業所の名称、消防団活動への協力内容その他市長が必要と認める事項について、広報誌等により公表するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。